

庁議付議事案書

開催・平成27年3月26日

所管部課	福祉部健康課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1審議事項	<input type="radio"/> 2報告事項
関係規則	東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例			
事項 部課 機関				
1. 要旨	<p>東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第18号）第5条の規定に基づき、東大和市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものである。</p> <p>（1）主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の本部員等の構成 ・会議の審議事項 ・部の名称、部長に充てる職及び分掌事務 等 <p>（2）施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>（3）影響及び効果</p> <p>対策本部に関し必要な事項を定めることにより、新型インフルエンザ等が発生した際の市の実施体制が整備される。</p>			
2. 経過（現時点に至るまでの経過）	<p>文書課において審査済み。</p>			
3. 留意事項（問題点等）	<p>規則の制定に伴い、東大和市新型インフルエンザ対策本部設置要領（平成21年5月1日市長決裁）を廃止する。</p>			
4. 主管部処理案（検討結果等）	<p>庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>			
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。